

令和7年度金沢市議会2月定例会議会

陳 情 文 書 表

目 次

1	新たに受理した陳情（4件）	1
---	---------------	---

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 30 号	『コンプライアンス指針』の制定と『コンプライアンス委員会』の設置を求める陳情書	[REDACTED]	8.2.6
			総務
<p>陳情理由</p> <p>適切な行政サービスの提供を求め、市長・人事課長・秘書課長宛てに30通を超える問合せ文書を出して返答を求めてきたが一切返答はない。返答がないことについての説明もない。問合せを無視し、握り潰す。文書による問合せに対して、文書による返答が来ることは当然で一般常識と思っていたが、そうではなかった。なぜ返答が来ないのか疑問だが、このような取扱いをしないように、方針や規則を定めるべきではないか。</p> <p>「金沢市の考える説明責任とは何か」について、人事課長に再三、文書で問合せしているが、返答はない。金沢市が説明責任をどのように考えているかは分からないが、一般的には、全体の奉仕者である公務員として当然の責任で、説明責任を果たさないことは、憲法・地方公務員法に違反していると解釈している。人事課長が問合せに返答しない判断をしていることについて、電話で人事課に説明を求めたところ、「何も答えることはありません。電話を切ります」と電話が切られた。間違った言動を指摘されると職員は、逃げていく。間違った言動の修正には、良識のある職員が必要である。</p> <p>多くの問合せの中で、職員と話をしたとき、「金沢市には文書で返答しない決まりがある」と言われた。そのような決まりがあるならば、書かれた文書を明示するように求めているが、明示はない。恐らく、「文書で返答しなければいけない」と書かれたものがないので、返答しない決まりがあると拡大解釈しているのではないかと思っている。都合が悪いことは答えたくない。その心理が、拡大解釈を許しているのではないか。答えることができないのならば、答えなくてもよいわけではない。説明できないことは間違っていることとして、修正撤回する必要があるのではないか。</p> <p>コンプライアンス違反のない行政組織をつくり、公平公正な事務処理をすることは、どこの行政組織でも目指していることである。コンプライアンス指針をつくり、住民や職員に周知している行政組織がある。コンプライアンス違反による不適切な事務処理については、コンプライアンス委員会を設置して調査・検証している行政組織がある。弁護士など第三者的な立場の人を含めた組織による検証が行われる。</p> <p>総務省に地方自治法・地方公務員法の法令解釈について聞くことができる部署があり、電話でいろいろ聞いているとき、コンプライアンス委員会に相談することを提案された。金沢市の窓口で、金沢市にコンプライアンス委員会はあるか問い合わせたところ、人事課長補佐がコンプライアンスの担当ということであった。人事課長補佐と電話で話をするようになったが、何も答える気がなく、会話が成立しない。コンプライアンス違反については、人事課がその都度対応することになっていると言っているが、全く機能していない。コンプライアンスに問題がある職員にはコンプライアンス違反への対応は無理である。</p> <p>金沢市にはコンプライアンスに対する意識はない。「コンプライアンスは、法令順守は当然のこととして、社会通念や一般常識などを守り住民の信頼を得ること」と認識している。「住民の福祉の増進」「説明責任」「公平公正」など行政の法令を守る。公平公正に配慮し、住民の利益になることを行い、説明できないことはやらない。これらのことは当然のことである。説明責任を果たさない職員は憲法・地方公務員法などに違反していると指摘している。市長宛てに組織と職員への監督指導を求めた問合せは無視され、監督指導は行われぬ。問合せを平気で握り潰す職員がいる。行政の組織力は住民に不利益を与えるために使われる。</p>			

金沢市には、公務員倫理に問題がある職員が多く存在している。コンプライアンス違反による不適切な事務処理について調査・検証するシステムがない。住民には、コンプライアンス違反のない公平公正な事務処理を受ける権利がある。

陳情事項

1. 『コンプライアンス指針』の制定と『コンプライアンス委員会』の設置を要望します。
2. 「原則として、文書での問い合わせには、文書で返答する。それができない場合は、理由をしっかりと説明する」このような規定をつくることを要望します。

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 31 号	「金沢方式」の廃止に向けた議論の加速を求める陳情書	生活者目線で金沢方式を考える会 [REDACTED]	8.2.9
	<p>陳情理由</p> <p>住民を代表し、執行機関による行政を監視することは、議会の重要な機能の一つである。公金を使用する行政の活動は、公正・透明でなくてはならないので、行政契約は、契約自由の原則が修正される。契約の性質によっては、法の定めるところにより、議会の承認が必要となる。</p> <p>地方自治法第96条は、公有財産を適正な対価なくして譲渡する場合に、議会の議決を要求している。しかし昨年、金沢方式のために寄附により取得したことを理由に、消防施設としての機能を有する建物が、議会の議決を得ることなく無償で譲与された。市町村の消防施設が、その役割を継続したまま、行政主体の所有を離れて、民間取引の対象になり得る事態となっている。議会が、重要な市有財産の移転・処分実態を把握し切れないことは、金沢方式による譲与が正当化されている状況が変わらない限り起こり続ける。</p> <p>調達行政における行政契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものである。金沢市は、金沢方式の名の下に、公用に供する市有財産の調達を、住民団体に担わせることがある。民間による取引には、行政契約について定めた地方自治法の規定は適用されないが、老朽化施設の改修、解体、消防機械器具置場の新設等、大型の公共事業を住民任せにする正当な理由はない。金沢方式による補助事業の実態は、市有財産の調達であるので、担当部局による事務は、法を不当に免れていると指摘されてしかるべきである。</p> <p>金沢方式による事務の多くは、議会による予算の議決の対象とはならない執行科目以下によるものなので、議会がその全容を把握することは容易ではない。金沢方式あり方検討懇話会では、公民館、児童館、消防分団の運営・施設整備について検討がなされたが、これらは金沢方式の一部にすぎない。社会福祉協議会が金沢方式によるのは明らかだが、検討の対象には含まれていなかった。結ネットは金沢市が地域コミュニティー活動のために整備し、全ての連合会の導入を目標に掲げているが、利用には住民負担が発生するという点で、金沢方式的性質を有する事業である。金沢方式的な手法を取り入れた行政活動は多岐にわたり、一朝一夕に解消することはできない。だからこそ一刻も早く議論に取りかかるべきである。</p> <p>よって、予算への賛成反対の立場を超えて、金沢市議会が「金沢方式」の廃止に向けた議論を加速させることを求める。市政の信頼回復と健全な市政運営の実現のため、議会として速やかに行動することを切に願います。</p> <p>陳情事項 「金沢方式」の廃止に向けた議論の加速を求めます</p>		

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 32 号	民主主義の健全な発展のため、議会・委員会を傍聴する金沢市民の金沢市役所・美術館駐車場及び第二本庁舎地下駐車場の利用料金の減免の措置及び期日前投票・不在者投票のために市庁舎を訪れる者が同駐車場を利用する際、投票に要する時間に応じた駐車料金の完全無料化措置を講じることを求める陳情書	生活者目線で金沢方式を考える会 [REDACTED]	8.2.9
	陳情理由		総務
<p>地方自治法第115条は、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」としている。議会が市民に対し開かれていることは、民主主義の発展と市政への信頼の構築に不可欠である。金沢市民による議会・委員会の傍聴は、金沢市議会によって奨励されてしかるべきである。</p> <p>金沢市役所・美術館駐車場及び第二本庁舎地下駐車場は、平日午前8時30分から午後5時45分までの間に入場した場合は30分以内無料、30分を超えると料金が30分につき150円加算される。本会議の傍聴のために9時半に入場し、15時に精算する場合、1,500円の料金が発生することになる。傍聴に訪れる市民は、限られた時間や経済的制約の中で市庁舎に足を運んでいる。高額な駐車場利用料金が、傍聴への意欲を阻害する要因となってはならない。全国の庁舎駐車場利用料を有料とする自治体の議会は、傍聴者の駐車料金を一定時間無料にするという対応を取っている例が数多く見受けられる。地方自治法が議会の公開を義務づけていることを踏まえ、傍聴を希望する金沢市民が経済的な障壁なく参加できる環境を整えることは、金沢市議会の責務である。金沢市議会はこれまでも子ども連れで議会の傍聴ができる席を設け、議会傍聴の環境を整えてきた。それに比較し駐車料金を減免する措置は費用を要しない。</p> <p>本会議の映像配信は、発言の様子を視聴する上では有益であるものの、議場を俯瞰するものではなく、議会運営の実態を把握するには十分とは言えない。議会事務局議事調査課による案内https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/gikaijimukyokugijichosaka/gyomuannai/1/7/7792.htmlによると、配信される映像及び音声は、金沢市議会の公式記録ではなく、利用回線の状況やサーバーメンテナンス、その他パソコン環境等により、映像や音声途切れる、または停止するなど正常に視聴できないことがあり、かつ、配信は予告なく終了することがあるとのことである。議会映像の配信は、議会の公開を補完するにすぎない。</p> <p>公開された議会は市民の政治参加を促す。金沢市議会が身近になることによって、社会課題についての議論を市民間に広げることが期待できる。議会・委員会を傍聴した市民は、自分たちの生活に直結する政策がどのように決まっていくのかを体感する。気軽な傍聴が市政への深い関心のきっかけとなることもある。議会が真に市民に開かれたものであるためには、経済的な障壁を取り除き、議会・委員会の傍聴がしやすい環境の整備が重要である。</p> <p>期日前投票及び不在者投票の制度は、投票日に指定の投票所へ赴くことが困難な有権者に対して、投票の機会を広げ、選挙権の実質的保障を図るものである。今月初旬に行われた第51回衆議院議員総選挙の投票日は、警報級の大雪となることが予測されていた。そこで、石川県選挙管理委員会の吉田隆一委員長は、積極的に期日前投票を利用するよう呼びかける談話を発表した。投票日当日の投票が原則である以上、この談話は異例なことだが、昨今の気象の変化、災害の発生、災害予測の精度向上、感染症の蔓延、またそれらに応じた社会の意識変化に鑑みれば、本制度の重要性は今後も増していくものと思われる。</p> <p>しかしながら、現在金沢市役所に設置された投票所においては、平日の駐車料金が30分間のみ無料である一方で、休日はその適用がなく、投票を行う曜日によって有権者間に不公平が生じている。2月5日の北國新聞は、県選管委員長談話の発表前日の市庁舎内期日前投票所の様子を報じており、「30分近く待った」とする有権者の声を紹介している。平日であっても混雑時には受付に30分を要することがあり、現行の無料時間枠を利用しての投票が難しい場合があることがうかがえる。</p>			

投票に際し、たとえ一時的かつ些少な金額であったとしても、有権者に個人的な経済負担を課すことは、参政権の行使を阻害し、投票意欲をそぐ要因となり得る。市役所に設置された期日前投票所において、全ての有権者が金銭負担の懸念なく平等に一票を投じられるよう、曜日祝日にかかわらず、投票所の混雑状況に応じた措置が必要である。

本来、市庁舎を利用する市民から、市が駐車料金を徴収する理由はない。金沢市庁舎は、中心市街地に位置し、近隣に観光施設や商業施設が多数存在することから、駐車料金が無料であると来庁者以外の利用が殺到することが予測される。駐車料金の徴収は、混雑緩和が専らの目的と言える。市議会・委員会の傍聴席の混雑は望ましいものである。投票による政治参加は、促進されるべきものである。政治参加を目的とした市庁舎訪問に負担を課す正当な理由はない。

以上のことから、議会・委員会を傍聴する金沢市民の金沢市役所・美術館駐車場及び第二本庁舎地下駐車場の利用料金の減免の措置及び期日前投票・不在者投票のために金沢市第一本庁舎を訪れる者が同駐車場を利用する際、投票に要する時間に応じた駐車料金の完全無料化措置を講ずることを求める。

陳情事項

民主主義の健全な発展のため、議会・委員会を傍聴する金沢市民の金沢市役所・美術館駐車場及び第二本庁舎地下駐車場の利用料金の減免の措置及び期日前投票・不在者投票のために市庁舎を訪れる者が同駐車場を利用する際、投票に要する時間に応じた駐車料金の完全無料化措置を講ずることを求めます